

第4章

新たな段階を迎えた対外開放

大橋 英夫

要約：

中国が対外開放に転じてから、中国経済は高度成長を続け、貯蓄不足と外貨不足の「二つのギャップ」を早々に克服した。この過程において、経済成長が直接投資を呼び込み、直接投資が貿易を増加させ、一層の経済成長をもたらすという「直接投資＝貿易連鎖」が具現化した。対外開放は、輸出と直接投資を通して、外貨と技術を中国にもたらし、一部産業の急速な成長を可能にした。ところが、30年に及ぶ高度成長により、中国経済は投資・輸出主導型成長から消費・内需主導型成長への転換を迫られている。これに伴い、対外開放のあり方も変化を遂げ、中国は持続的成長に相応しい環境を構築すべくグローバル・ガバナンスへの関与も強めている。なかでも「一帯一路」構想は、AIIBなどの国際開発援助機関の創設とともに、中国の多国間レジームに対する新たな挑戦となっており、同時に国際的な産業移転を通じた在来型産業の構造調整の一環をなしている。

キーワード：対外開放，対外貿易，直接投資，グローバル・ガバナンス

はじめに

1970年代末に改革開放に転じてから、中国経済は世界史的にも稀有な高度成長を続けてきた。もっとも習近平政権の誕生を迎える頃には、中国経済は「中高速成長」が「新常态」となった。同時に、非効率性、格差拡大、環境破壊、腐敗など、高度成長の歪みも顕在化してきた。このように、習近平政権下の中国経済に関しては、経済実態と経済政策の双方からみて、投資・輸出主導型成長から消費・内需主導型成長への移行が明確に認められる。

改革開放期を通して、対外開放は経済改革とならんで、もっとも重要な基本方針とされてきた。しかし中国経済が持続的な成長軌道に乗り、一定の成果を収めるようになると、対外開放の基本概念、またそれを構成する対外経済政策にも重大な変化が生じている。そ

れでは、投資・輸出主導型成長から消費・内需主導型成長への移行期において、対外開放にはいかなる役割が期待されているのだろうか。またそれが具体化された経済発展戦略には、どのような変化がみられるのであろうか。そして新たに打ち出された対外経済政策には、いかなる狙いが込められているのだろうか。

このような問題意識に基づき、本章では、これまでの対外開放を暫時総括したうえで、習近平政権における対外経済政策の新たな方向性とその内容の把握に努め、第二期を迎える習近平政権を展望するための判断材料としたい。

第1節 対外開放の変容

1. 対外開放の展開

中国が経済発展戦略の大転換を遂げた 1970 年代末から、対外開放は外国から新たな生産要素を中国に導入することを目的としていた。そのための手段として、外貨稼得と技術取得、すなわち輸出と外資導入がきわめて重視された。

輸出と直接投資は、需要面では外資系企業の輸出や固定資産投資を通して、また生産・分配面でも外資系企業の生産・雇用の拡大を通して、経済成長に直接寄与する。これに加えて、輸出と直接投資は全要素生産性（TFP）の上昇、外部効果を通して、中国の経済成長を間接的に押し上げてきた。1990 年代末から 21 世紀初頭にかけて、中国では経済成長が直接投資を呼び込み、直接投資が貿易を増加させ、さらなる経済成長をもたらすという好循環、すなわち「直接投資＝貿易連鎖」（FDI＝trade Nexus）の動きが具現化した。

中国経済の台頭は、この「直接投資＝貿易連鎖」に多くを負っている。リカードやヘクシャー＝オリーンの伝統的な貿易理論では、技術水準の相違や要素賦存の相違により国際貿易は発生するとされている。換言すると、伝統的な貿易理論では、国境を越えた資本や経営資源の移動はそもそも想定されていなかった。これに対して「直接投資＝貿易連鎖」のもとでは、直接投資を通して生産技術や要素賦存に変化が及ぶことになる。

「直接投資＝貿易連鎖」は、中国経済の台頭を促すとともに、伝統的な比較優位論に基づく東アジアの「雁行形態」的發展パターンにも影響を及ぼしている。たとえば、「雁」の先頭に位置づけられた先発国で開発された新製品が、ほとんどタイムラグをおかずに、後発国で大量生産されることがある。中国のケースでは、上海を中心とする長江デルタや広東省の珠江デルタにおける IT 産業の成長・発展は、まさにその典型的な事例である。これ

らの地域では、まず外資系企業の産業集積が形成され、多国籍企業が工程ごとに生産拠点を分散立地させる工程間分業（fragmentation）が展開された。そして EMS（Electric Manufacturing Service）に代表されるような新たなビジネス・モデルを創出しつつ、これらの地域は IT 産業の世界的なセンターとして台頭した。こうして IT 産業などの一部の産業分野において、中国は先行する国々の当該産業を一気に追い抜くような「蛙跳び」（frog jump）型成長を実現した。

また対外開放には、経済改革を推進する「外圧」としての役割が期待されてきた。中国の改革開放は世界銀行の「処方箋」に多くを負っている。1988 年に趙紫陽首相（当時）が提起した沿海地区発展戦略にみられるように、対外開放は世界銀行が主導してきた外向型発展戦略の追求にほかならない¹。経済改革をさらに具体的に推進した「外圧」は、2001 年末に実現した中国の WTO 加盟である。1986 年の GATT 加入申請からの 15 年間は、折からの APEC における貿易・投資の自由化・円滑化の動きとともに、中国が対外開放を加速化させた時期であり、同時に対外開放に相応しい国内態勢づくりのために構造改革を果敢に進めた時期でもあった。

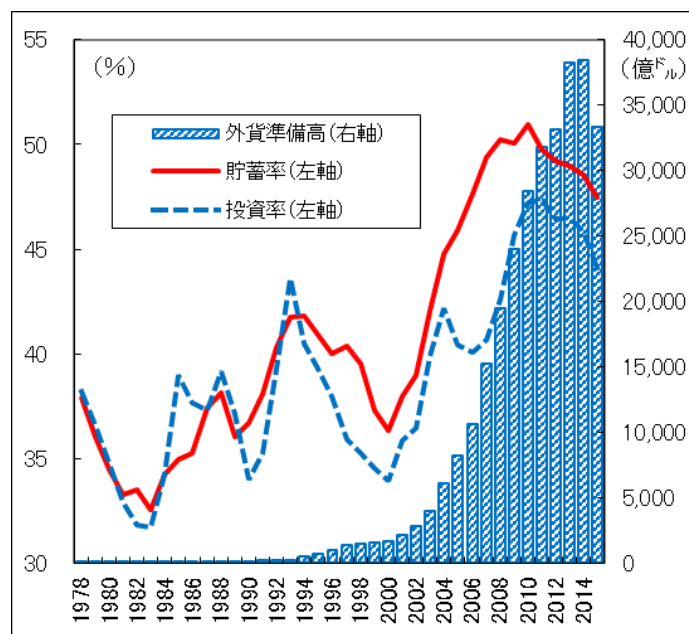
2. 対外開放の新たな展開

（1）中国経済を取り巻く環境の変化

大多数の途上国が貯蓄不足と外貨不足の「二つのギャップ」に直面するなか、改革開放後 20 年足らずの間に、中国経済はこの「二つのギャップ」を見事に克服した（図 4-1）。きわめて高い貯蓄率を背景にして、中国経済は投資主導型の高度成長を実現した。もとより中国は歴史的にも高い貯蓄率を維持してきたが、市場志向型の経済改革が進展するに伴い、貯蓄率はさらに上昇の度合いを強めた。受益者負担が一般原則となり、住宅や教育を含めた社会保障・福祉体制が未整備な状況のもとでは、家計部門は予備的貯蓄を増加せざるをえない。しかも賃金水準と労働生産性の上昇には時差があるために、「和諧社会」が強調されるまで、中国の労働分配率は低下を続けた。一方、企業部門は社内留保を拡大させ、大規模な設備投資の原資を蓄積することができた。貯蓄過剰と消費不振は投資主導型成長の大前提でもあった。

¹ 中国の経済発展戦略と世界銀行との関係については、大橋 [2003] 第 4 章を参照。また外向型発展戦略については、“Industrialization and Foreign Trade”を特集した World Bank [1987]を、また中国経済にとくに影響を及ぼした世界銀行のレポートとしては、World Bank [1985], [1997], World Bank and the Development Research Center [2013] を参照。

図4-1 中国の貯蓄・投資バランスと外貨準備高の推移



(注) 外貨準備高は年末値。

(出所)『中国統計年鑑』2016年版、国家外匯管理局 HP より作成。

ところが、高い投資率を続けつつも、「新常态」のもとで成長率が相対的に低下してきたということは、中国経済の投資効率が次第に劣化してきたことを意味する。こうして第11次5ヵ年計画（2006～10年）以後、要素（資本）投入に依存して高成長を継続する「粗放型成長」から、「技術進歩」を通じた経済効率の改善による安定成長を志向する「集約型成長」への発展方式の転換が強調されるようになった。

貯蓄超過、すなわち、貯蓄・投資ギャップの拡大は、経常収支の黒字拡大にほかならない。輸出振興と外資導入に努めてきた中国経済は、1990年代半ばから経常収支と資本収支の「双子の黒字」に直面し、人民元レートの維持を目的とした為替介入の結果として、外貨準備高を急速に積み上げることとなった。また折からの外資の大規模な流入に伴い、中国国内では過剰流動性が発生した。投資過熱、生産過剰、資産価格の高騰などにより、経済管理はきわめて困難となり、経済運営への負荷は急速に高まった。

実物経済の分野でも、中国経済の高度成長の原動力となった労働集約的な輸出産業が転換期を迎えた。労働集約的な輸出産業は、生産、投資、輸出（外貨獲得）、税収、雇用など、国民経済の諸側面で多大な貢献をなしてきた。ところが、長期にわたる高度成長の結果として、「新常态」を迎える頃までに、労働集約的な輸出産業の発展を可能にしてきた諸条件

が著しい変化を遂げることとなった。労働コスト、地価、資源価格、環境コスト、人民元レートなど、中国経済は要素費用の急速な上昇期を迎えることとなった。

(2) 「対外開放 1.0」から「対外開放 2.0」への転換

中国経済を取り巻く環境が大きな変化を遂げつつあるなか、対外開放はハイエンド分野、すなわち先進技術・サービスの導入とイノベーション（「自主創新」）、また生産性向上・効率改善への態勢づくりにおいて、いまなおきわめて重要な役割を果たしている。しかし消費・内需主導型成長への移行に伴い、対外開放の目的や内容は従来とはかなり異なったものにならざるをえないであろう。

新たな対外開放は、中国の在来型産業、すなわち対外開放の初期段階で中国に導入され、国内で順調に発展を遂げてきた成熟産業の対外展開を支援する動きでもある。異なる発展段階にある産業を同時に抱えるようになった中国では、伝統的な比較優位論に基づく「雁行形態」的発展を通じた産業調整が可能となる。この動きは中国国内では先発地区（沿海地区）から後発地区（内陸地区）への産業移転、国際的には中国から近隣する新興国・途上国への国際産業移転に顕著にみられる。「国際産能合作」とも呼ばれる国境を越えた産業移転は、今日の中国外交の焦点である「一帯一路」構想の対象国で主に展開されている。

このように、改革開放直後から展開されてきた対外開放と「新常态」下の対外開放とは、その目的や内容が大きく異なる。ここでは前者を「対外開放 1.0」、後者を「対外開放 2.0」と呼ぶことにしよう。中国の経済成長とそれを取り巻く環境の変化を反映して、両者の対照的な性格はより鮮明になってきている（表 4－1）。

表 4－1 対外開放 1.0 と対外開放 2.0 の相違点

	要素移動	主要な目的	主要な手段	基本モデル
対外開放 1.0	外→内	外貨稼得・技術取得	輸出・直接投資	蛙跳び (frog jump)
対外開放 2.0	内→外	在来型産業の産業調整	対外投資	雁行形態 (flying geese)

(出所)筆者作成。

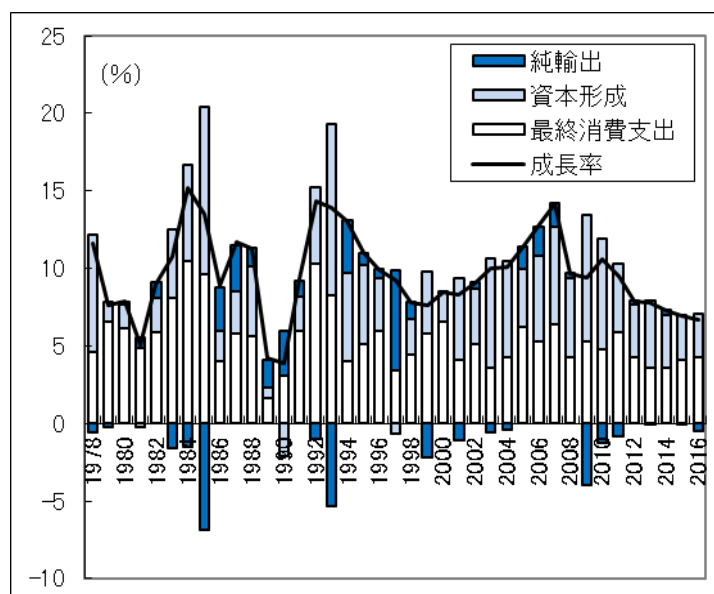
第2節 新たな対外開放への模索

1. 中国経済の対外展開

(1) 対外貿易

まず対外開放を代表する対外貿易と直接投資に重大な変化が生じている。改革開放初期には、国内で不足する物資を輸入するための外貨獲得手段として輸出が奨励された。また供給不足が与件とされていた当時は、対外貿易が経済管理の重要な手段でもあった。経済が過熱すると、需要抑制のために輸入が削減された。そのため引き締め時期には、純輸出が経済成長に大きく寄与する需要構造がみられた。1990年代半ばに中国が「不足の経済」を克服すると、輸出は投資とならんで経済成長の牽引車となった。なかでも2000年代半ばの5年連続の2桁成長の時期には、アジアNIEsでみられた「投資と輸出の好循環」が中国経済でも再現された。しかしリーマン・ショックを契機として、中国経済が消費・内需主導型成長に転換してからは、純輸出の成長寄与はほぼなくなっている（図4-2）。

図4-2 中国の経済成長率と内外需寄与度

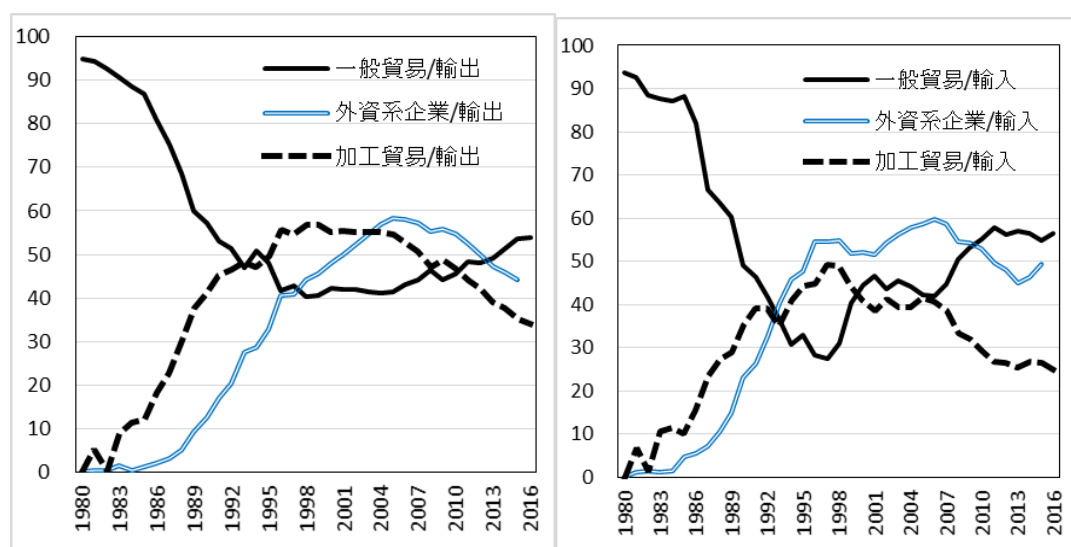


(出所)『中国統計年鑑』2016年版、国家統計局 HP より作成。

対外貿易の構造にも大きな変化がみられる。中国の輸出拡大の原動力は、改革開放直後から急増した加工貿易であり、またその担い手となった外資系企業の輸出であった。加工貿易は中国の製造業全体を牽引し、多大な雇用機会を創出した。また加工貿易に関連する広大な川下部門の需要は川上に位置する投入財産業の形成を誘発（後方連関効果）してお

り、加工貿易の付加価値率も年々上昇している。ところが2000年代に入ると、加工貿易は低技術・低付加価値産業に偏っており、しかも貿易黒字拡大の主因となっているとの批判が高まった。この頃から加工貿易の認可に制限が加えられ初め、かつて中国の対外貿易の過半を占めていた加工貿易と外資系企業の比率は、2010年代には過半を割るまでに低下した（図4-3）。これに対して、一般貿易の比率は輸出入ともに着実に上昇しており、加工貿易に従事してきた企業の現地法人化も進んでいる。

図4-3 中国の対外貿易に占める一般貿易と加工貿易の比率



(注) 加工貿易 = 「来料加工」 + 「進料加工」

(出所) 『中国海関統計』各年12期，海関総署HPより作成。

対外貿易政策の見直しは、輸出と加工貿易の抑制から始まった。「両高一資」（高エネルギー消費，高汚染物質排出，資源消費型）産品・産業の生産抑制にみられたように、まず「両高一資」輸出産業のリストラが着手された。この動きは、その後、低付加価値，低技術水準の労働集約的製品，また過剰生産能力を抱えた産業，さらには貿易摩擦の「象徴品目」にまで及んだ（大橋 [2014]）。

2012年4月に国務院が発布した「輸入の強化，対外貿易の均衡発展の促進に関する指導意見」は、輸出を中心に据えてきた従来の対外貿易政策からの転機となった。この「意見」は冒頭部分で、「輸入を一段と強化し，対外貿易の均衡的発展を促進することは，内外の市場と資源の利用，資源環境圧力の軽減，科学技術の進歩と発展，国民の消費水準改善，貿易摩擦の減少には有利である」と，輸入拡大と貿易均衡化の目的とその意義を明らかにし

ている（国務院弁公庁 [2012]）。

（2）直接投資

改革開放直後に始まった外資導入は、中国の経済成長に多大な影響を及ぼした。しかし中国経済の高度成長に伴い、人民元の切り上げを狙った投機資金の大量流入もあり、過剰流動性のもとで経済運営は厳しさを増し、外資導入のあり方が再考されるようになった。また貿易摩擦が深刻化するなか、外資系企業の輸出拡大は中国の経常収支の黒字拡大の要因とされた。このような認識から、2000 年代半ばから外資導入の見直しが始まった。

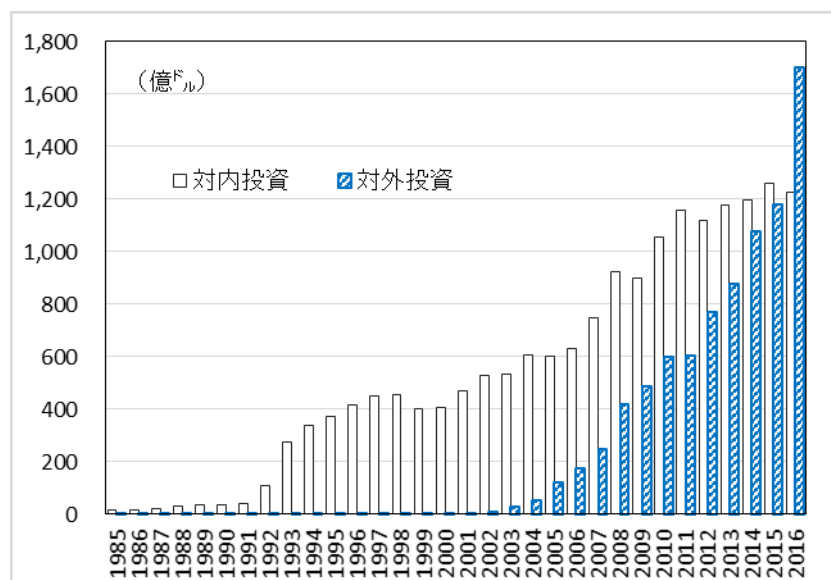
改革開放以後、外資導入のあり方をめぐっては、これまで何度も論争が繰り返されてきた（大橋 [2006], [2008]）。2000 年代半ばには、①中国が吸収した外資は多すぎないか、②外資の中国経済に対する貢献をいかに評価するか、③外資は雇用の増加に有利か、④外資系企業は中国市場を独占・寡占していないか、⑤外資利用は「ラテンアメリカ化」をもたらさないか、⑥外資は自主的なイノベーション体系を瓦解させないか、⑦外資は民族ブランドに打撃を与えないか、⑧外資の M&A は何をもたらすか、⑨外資優遇政策は取り消すべきか、などをめぐって活発な論争が展開された（桑百川等 [2006]）。

一方、改革開放直後の中国では、外資導入は積極的に奨励されたものの、対外投資は厳しく制限された。しかし貯蓄超過が顕著となった 1990 年末頃から、外資導入（「引進來」）にとどまらず、中国企業の対外進出（「走出去」）が奨励されるようになった。とくに 2000 年代半ばの過剰流動性への対応策としては、人民元の切り上げと対外投資の促進が考えられる。しかし国内産業の保護の観点から、人民元の切り上げによる対応は困難であり、結局、資本流出を促すような資本規制の緩和が優先されることとなった。

中国企業の対外投資も、基本的には市場開拓、資源確保、技術取得、効率追求、政策対応（たとえば、貿易摩擦の回避）などを目的としている。もっとも中国企業の対外投資は、「競争優位」を全面的に打ち出す先進国の多国籍企業のような「資産利用型」（asset-exploiting）投資とは異なり、後発国の企業として、「競争優位」を確立するための「資産増大型」（asset-augmenting）投資、あるいは「内部化理論」で説明できるような、外生的な政府主導の規則や統制に対処するための対外進出が主流である。しかし世界経済が低迷するなか、経営不振に陥った欧米企業の資産価値の下落、そして折からの人民元高を背景として、2010 年代に入ると中国は世界屈指の対外投資国に変貌した。2016 年の中国の対外投資額は前年比 44.1%増の 1701.1 億ドル（非金融分野）に達し、対内投資を大幅に上

回るようになった（図4-4）。

図4-4 中国の対内投資と対外投資



(注) 2016 年は非金融分野、対内投資は人民元建て表示のため、対外投資で用いられている 1 ドル=6.64 円で換算。

(出所)『中国統計年鑑』、『中国対外投資統計公報』各年版、商務部 HP より作成。

(3) 為替レート

改革開放直後から、中国の為替当局は過大評価された人民元レートの調整に着手した。その後、中国産品は輸出競争力を飛躍的に高め、人民元の切り下げは中国の輸出振興の強力な支援策となった。しかし輸出の急激な増加は中国とその主要市場との間で深刻な貿易摩擦を引き起こした。中国産品に対するアンチダンピング措置に向けての動きが世界各国で強まると同時に、過小評価された人民元レートの是正が求められるようになった。たとえば、2005 年には米国議会上院のシューマー議員とグラム議員が超党派で対中報復関税法案を提起し、中国が人民元を切り上げない場合には、中国からの輸入品に 27.5%の税を課すという内容が盛り込まれた。

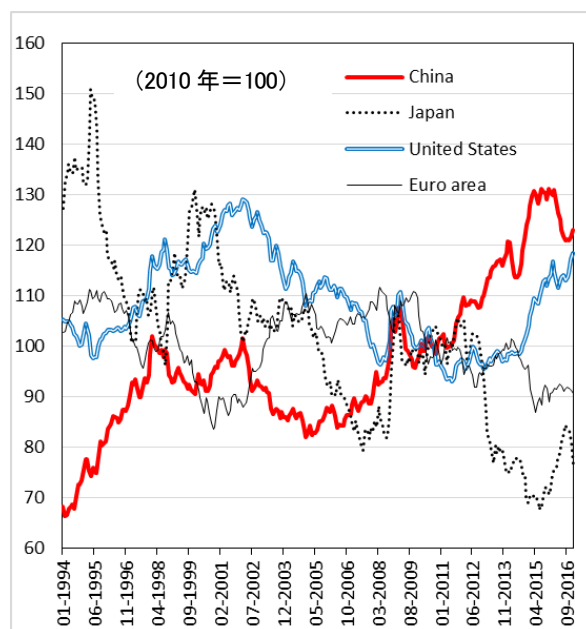
2005 年 7 月に中国人民銀行は人民元改革に踏み切り、人民元の対ドル・レートを約 2.1% 切り上げ、0.3%の変動幅を許容する管理フロート制へ移行した。もちろん、これは対米関係への配慮から断行された措置ではない。中長期的に人民元の切り上げは不可避な趨勢にあったが、当時の中国経済は好景気が続くなか、過剰流動性が問題となっていた。人民元の切り上げを見込んだホットマネーの流入が続き、中国人民銀行が対ドル・レートの維持

を目的とする介入を続けた結果として、外貨準備高が急増し、人民元の流通量増加がインフレ圧力となっていた。インフレ抑制を目的として利上げに踏み切れば、それを目当てにホットマネーの流入が加速化し、利上げ効果を相殺してしまう恐れがあった。まさにバブルとインフレ圧力の緩和を目的として、人民元改革が断行されたのである。

その後の主要通貨の実質実効為替レートの推移をみると、人民元の増価ぶりは明らかである（図4-5）。人民元高は輸入と対外投資を促進する重要な要因となった。とりわけ2010年代半ば以後の中国の対外投資の急伸の背景には、人民元建てでみた海外資産の割安感、すなわち「強い人民元」の存在があった。

2015年夏には、IMFの特別引出権（SDR）構成通貨の採用に向けて、新たな人民元改革が断行された。しかし中国経済の悪化を示す諸指標の発表が相次ぐなかでの人民元の切り下げは、一般に輸出振興策の一環として受けとめられた。予想外の切り下げに対して、中国のみならず、国際金融市場も動揺をきたした。その後、中国の為替当局は人民元の流出を防止するための施策に追われており、「市場との対話」が新たな課題となっている。

図4-5 主要通貨の実質実効為替レートの推移



（出所）BIS [2017] より作成。

2. グローバル・ガバナンスへの関与

（1）ポスト「韜光養晦」期の対外開放

輸出や直接投資を通して対外進出を加速化させるに伴い、中国は既存の国際経済秩序に

対して独自の見解を表明するようになった。もちろん現在の中国は、かつて毛沢東が提起したように、途上国を中心に据えた新たな国際経済秩序の樹立を目指しているわけではない。ただ、中国は現行の主要国際経済機関・制度の構築過程にほとんど関与できなかった。にもかかわらず、対外開放後は努力して自らの体制を現行の多国間レジームに適合させてきた。しかし中国が経済大国の道を歩むにつれて、現行の多国間レジームへの適合が徐々に困難となってきた。つまり既存の国際経済秩序に対して、中国が一種の窮屈さ、居心地の悪さを感じ始めていることは想像に難くない。

中国の対外経済政策に明らかな変化が認められるようになったのは、リーマン・ショック後に商務部研究院が着手した「后危機時代中国外貿発展戦略研究」である（『国際商報』2010年4月21日）²。ここでは、貿易の「量」的拡大から「質」的改善への転換、多角的な地域経済協力の推進に加えて、受動的な国際分業主体から国際ルールへの能動的な参加・策定主体への転換、具体的には、国際貿易ルール策定における主導権を高め、グローバル化と地域統合化における影響力を高め、重要商品の価格決定権、価格形成過程への影響力を高めることが提起されている。中国がこのような国際経済認識をもつようになったのは、一言でいえば、リーマン・ショック後の世界経済に対する中国経済の多大な貢献にもかかわらず、その国際的地位の向上の契機をなかなか見出すことができないからである。より具体的には、膨大な資源需要を有しながらも、資源価格の決定にほとんど関与できない現実に対して、中国は一種の苛立ちを募らせてきたのである。

このような基本認識に基づき、2012年2月には商務部をはじめとする10省庁が連名で「対外貿易発展方式の転換加速に関する指導意見」（商務部ほか〔2012〕）を發布し、これを受けて2012年4月に商務部外貿司から「対外貿易発展『第12次5カ年規画（2011～15年）』（商務部外貿司〔2012〕）が發布されている。

この頃から、鄧小平の遺訓である「韜光養晦」（能力を隠して時を待つ）の見直しとも相俟って、中国は国際経済分野におけるグローバル・ガバナンスへの関与を部分的に強めるようになった³。経済大国として活動しやすい国際環境を求める実利的な関心から、また経済大国として期待される役割を意識して、あるいは中国の国際的地位の向上、さらには「中華民族の偉大な復興」にみられる「国威発揚」的な関心から、中国は既存の国際経済秩序への挑戦を始めた。

² また『国際貿易』2010年第1期の特集「后危機時代中国外貿発展戦略之抉择」を参照。

³ 「韜光養晦」の見直しに象徴される、新たな中国外交については、三船〔2016〕などを参照。

伝統的な中国外交は古典的な主権国家を軸とする二国間関係を基本としてきた。しかし、1990年代に大きな進展がみられたアジア太平洋経済協力会議（APEC）の貿易・投資の自由化・円滑化、また1990年代末のアジア通貨危機、そして2001年末のWTO加盟を契機として、中国外交は経済外交という新たな分野を視野に入れ始めた。また経済外交が二国間関係にとどまらないことから、多角的な国際関係にも関心を広げていった。

（2）多国間レジームへの挑戦

現行の主要な多国間レジームに対して、中国は調整コストの多寡により、古典的なA・ハーシュマン（2005）的な対応（exit, voice, loyalty）をとってきた。通商や通貨などの比較的ハードな多国間レジームについては、中国が独力で秩序再構築のコストを負担することができないために、中国が新たな多国間レジームを構築したり、既存のレジームを再編したりすることは事実上不可能である。そのため中国は、新たな国際規範の形成やルール策定に際して、その形成過程における影響力の保持を図りながら、新たなルールのもとで予想される義務の軽減化を狙っているかにみえる。一方、環境問題のような形成過程にある多国間レジームに対しては、「異議申し立て」や「退出」もいとわない行動をとることもある。対外開放に対するスタンスの変化に伴い、中国は主要な多国間レジームに対して次のような対応をとってきた。

①国際貿易

通商分野では、中国はWTOの意思決定に対して強い影響力を行使しうる地位を手に入れることに努めた。改革開放前から中国は途上国グループのG-77、またWTO加盟後はWTO内の交渉グループのひとつであるG-20（主要途上国グループ）を地盤として、途上国の幅広い支持を動員してきた。WTOの意思決定は、①公式全体会議、②非公式会合 ③グリーン・ルーム会合、④少数国会合へとレベルが上がっていく。20世紀末まで、つまりWTOドーハ・ラウンド以前のWTOにおける少数国会合はQuad（カナダ、EU、日本、米国）と呼ばれた。しかし21世紀に入り、ドーハ・ラウンド以後の少数国会合はG-6（オーストラリア、ブラジル、EU、インド、日本、米国）からなる⁴。2008年7月のWTO非公

⁴ G-6はWTO内の主要交渉グループの代表国からなる。すなわち、先進国グループ代表としての米国とEUに加えて、食料輸出国（ケアンズ・グループ）代表としてのオーストラリア、途上国グループ代表としてのブラジルとインド、欧米との3極構成国及び食料輸入国グループ（G-10）代表としての日本という構成である。

式閣僚会合において、中国は世界第 2 位の貿易国として少数国会合の一員となり、G-7 を構成することになった。この頃から中国は、国際通商体制の規範形成・ルール策定、経済危機国への支援、途上国援助、国際機関の組織改革などに積極的に関与することにより、国際的地位の向上と自国の権益確保に努める姿勢を明確にしている。

②国際金融

国際金融の分野では、まず G20 への関与が指摘できる。アジア通貨危機を契機として、国際金融を議論する際には、G7 に加えて、主要新興国の参加が不可欠であるとの認識が高まった。これを受けて 1999 年から開催されている財務大臣・中央銀行総裁会議が、一般に G20 と呼ばれている。リーマン・ショックに端を発する世界的な金融危機を契機として、2008 年からは首脳会合（G20 Summit）も開催されており、現在では G20 はこの首脳会合を指すことが多い。まずは G20 の成立そのものが、中国を含む新興国の国際的な地位が相対的に向上したことを反映しているといえよう。

リーマン・ショック後の 2010 年 11 月には、IMF の資本増強と新興国の出資比率（＝議決権）の大幅拡大を目的とする組織改革案が理事会で承認された。その結果、国別の出資比率は、第 1 位の米国は重要事項に対する拒否権を持つ 15% の出資比率をなお上回る 17.41% を維持したものの、第 2 位の日本は 6.46% の微減となった。一方、第 3 位に浮上した中国の出資比率は 6.39% となり、次回の増資では日本を上回る模様である⁵。

また 2015 年 11 月に終了した直近の IMF 特別引出権（SDR）バスケット構成の見直しに基づき、中国の人民元が米ドル、ユーロ、円、英ポンドとともに、5 番目の SDR 構成通貨となった。2000 年に理事会が採択した現採用基準によると、SDR 構成通貨は、[基準①] 過去 5 年間にわたり輸出規模が大きく、[基準②] IMF が「自由利用可能通貨」（国際取引の支払いに幅広く使用され、主要な取引市場において広範に取引されている通貨）であると判断した通貨により構成される。過去 5 年間でみると、中国は世界第 3 位の輸出国であり、[基準①] を十分に満たしている。[基準②] については、かなり議論の余地はあるものの、少なくとも IMF では、人民元は「自由利用可能通貨」であるとの判断が下されたわけである。2016 年 10 月 1 日に発効した SDR 構成通貨の比重は、米ドル（41.73%）、ユーロ（30.93%）、人民元（10.92%）、日本円（8.33%）、英ポンド（8.09%）となっている（IMF [2016b]）。

⁵ ただし、中国の議決権が大幅に増加することから、同改革案は対中警戒感の強い米議会の反対により 5 年間にわたり実現をみる事がなかったが、2015 年末に米議会の承認を経て 2016 年 1 月に発効した（IMF [2016a]）。

③国際通貨

リーマン・ショック以後、中国は米ドルへの過度な依存を脱却するために、また長期的には人民元圏の形成を目指して、人民元の国際化に取り組んでいる。人民元建ての貿易や直接投資の解禁、金利の自由化、資本規制の緩和、また通貨スワップ協定や人民元建て援助の拡大を通して、人民元の計算単位、支払手段、価値保蔵手段としての機能、すなわち主要国際通貨としての条件を満たすような努力がなされている。2010～2015 年にかけて、中国の貿易総額に占める人民元建て決済額の比率は 2.4%から 22.8%に上昇しており、人民元の国際化の進展ぶりがうかがえる。

ところが、国際銀行間通信協会（SWIFT [2017]）によると、国際決済総額に占める人民元建て決済額の比率は、2016 年 12 月に 1.68%と、米ドル（42.09%）、ユーロ（31.30%）、英ポンド（7.20%）はいうまでもなく、いまだ日本円（3.40%）やカナダドル（1.93%）にも及ばない存在である。また外貨準備高の通貨別の構成をみると、人民元はいまだ上位 7 通貨にも入っていない⁶。

人民元が国際的な信用を有し、国際取引・兌換が可能な国際通貨、さらには基軸通貨を目指すには、まだ人民元の国際化は始まったばかりといわざるをえない。ただし、後述する「一帯一路」構想の対象国などに限定すれば、人民元の相対的地位はかなり高まる。この「一帯一路」構想が実施されていく過程で人民元建てのプロジェクト、投資や金融取引が展開されていけば、また同時に人民元レートが安定（増価）基調になれば、「一帯一路」構想の対象国もより積極的に人民元を受け入れることが可能となる。地域限定的な見方ではあるが、自然発生的な人民元圏の可能性は否定できないであろう。

④開発援助

人民元取引・決済の拡大に際しての主要な担い手が、近年中国が相次いで設立した、あるいは設立に深く関与した新開発銀行（BRICS 銀行）、アジアインフラ投資銀行（AIIB）、シルクロード基金などの国際開発金融機関である。人民元の流通拡大や途上国向け開発資金の制約という課題に先立ち、中国は既存の開発援助のあり方に疑問を呈してきた。ブレトン・ウッズ体制下の「双子」である IMF や世界銀行は、良い統治（good governance）、

⁶ 2016 年第 3 四半期末現在、上記 5 通貨にオーストラリアドルとスイスフランを加えた上位 7 通貨は、世界の外貨準備高の 96.7%を占めている（IMF [2016]）。

規制緩和、さらには民主化ばかりを強調して、途上国を豊かにするという根本的な課題に真面目に取り組んでいないというのが中国側の不満である。しかも現行の開発援助レジームでは、リーダーシップが一部の先進国で「世襲」されていることにも、中国は不満を募らせてきた。

通商・通貨などの多国間レジームでは、上述したように、中国は既存の国際経済秩序内での改革を進めてきた。しかし AIIB に代表される国際開発金融機関の創設は、既存の国際経済秩序に対する新たな挑戦として位置づけられよう。しかも経済発展に関して、中国は30余年にわたる「成功体験」を有しており、そのエッセンスは「北京コンセンサス」(ハルパー [2011]) として、開発援助レジームにも反映される可能性がある。米国主導の戦後国際経済秩序の形成時との比較から、「一带一路」構想はマーシャル・プラン、AIIB の創設はブレトン・ウッズ体制に喩えられることがある。開発援助レジームの変革が新たな国際経済秩序に向けての第一歩となることを、中国は期待しているのかもしれない。

第3節 「一带一路」構想の構築

1. 「一带一路」構想の成立

(1) 「一带一路」構想の提起

2013年9～10月に習近平総書記は、訪問先のカザフスタンとインドネシアにおいて、それぞれ「シルクロード経済ベルト」構想と「21世紀海上シルクロード」構想を提起した(渡辺 [2015])。これに先立つ2011年9月にクリントン米国务長官(当時)は、アフガニスタンからの米軍撤退後の中央アジアの安定化を睨んで「新シルクロード構想」を提起した。この動きを米国のアジア回帰・リバランス戦略、さらに2010年3月の米国のTPP参加と関連づけて、中国では「対中包囲網」と受け止める見方もある(趙江林 [2015])。もちろん、習近平総書記の「一带一路」構想の提起に先立ち、中国では西部大開発をはじめとして、「西進」戦略が注目されていた。アジア太平洋方面への進出を強めれば、米国との正面衝突が不可避となるために、ユーラシア方面に積極的に進出して、対米協調と新興市場の開拓も図るという構想である⁷。したがって、「一带一路」構想は、米国のアジア回帰・リバランス戦略への対案としての意味合いをもつ。

⁷ その先駆けとなったのが、王緝思「“西進”，中国地縁戦略的再平衡」(『環球時報』2012年10月17日)である。王緝思論文も転載されている『撃水談』2014年春季(総第14期)の「西進」特集を参照。

その後、「一帯一路」構想と AIIB の創設は、2013 年 10 月に開催された異例の大型会議・「周辺国外交工作座談会」で正式に披露された。ただし、移行期の対外開放は「一帯一路」構想一辺倒となったわけではなく、中国は米国主導の TPP への対抗と接近を模索し続けてきた。この間、米中間で交渉が続けられてきたのが米中投資協定（BIT）である。交渉での最大の争点は、ネガティブ・リストの導入であった。対外開放以来、中国の外資導入ではポジティブ・リスト（原則として禁止されているなかで、例外として許されるものを列挙した表）が採用されてきた。これをネガティブ・リスト（原則として規制がないなかで、例外として禁止するものを列挙した表）に変更すること、さらにリスト掲載項目を最小限に抑えることが米国側の要求であった。また対中投資を認可制から届出制に変更することにより、外資系企業の投資プロジェクトの許認可を国内企業と同様の水準に簡素化することも、参入前の最恵国待遇の観点から、米国は強く中国側に求めてきた。

BIT 交渉の合意が見出せない折に、中国側が打ち出したのが自由貿易試験区（自貿区）の設立である。ここではネガティブ・リスト方式と参入前の最恵国待遇に向けての措置が試行されることとなり、広大な中国のごく一部ではあるが、米国側の要求が部分的に認められるようになった。米中 BIT や自貿区の構想は、実は TPP と共有しうるところがきわめて多い（大橋 [2016]）。「一帯一路」構想に乗り出した中国ではあるが、TPP に対応しうる実験を同時に進めてきた点は、やはり留意しておく必要があろう。しかし TPP からの離脱を決定した米新政権の登場により、移行期の対外開放は「一帯一路」構想へとさらに大きく舵を切りつつある。

（2）「一帯一路」構想の展開

「一帯一路」構想の基本文書「原型と行動」（国家発展改革委員会ほか [2015]）によると、第 1 に、その基本原則は、①主権尊重、相互不可侵、内政不干涉、平和共存、平等互恵の維持、②開放的枠組の維持、③協調関係の維持、④市場メカニズムの維持、⑤ウィン・ウィン関係の維持であり、外交文書としての色彩がかなり強い。第 2 に、東アジアと欧州の両経済圏を結ぶ構想として、両者の中間に位置する広大な内陸地帯が主たる対象となる。第 3 に、重点分野としては、①政策協調、②インフラ（交通、エネルギー、通信）整備、③貿易・投資協力（円滑化、障壁削減、投資環境改善、FTA）、④資金融通（通貨交換の拡大、アジア債券市場の育成、アジアインフラ投資銀行、BRICS 銀行の推進、シルクロード基金の運営）、⑤人的交流が掲げられる。第 4 に、協力メカニズムとして、上海協力機構

(SCO), ASEAN+1 (中国), アジア太平洋経済協力 (APEC), アジア欧州会合 (ASEM) から, GMS 経済協力, 中央アジア地域経済協力 (CAREC) にいたるまで, 既存の多国間・地域枠組みが活用される。第5に, 中国国内の各地域が「一帯一路」建設を推進するための態勢が示されている。

もちろん, 「一帯一路」構想には, 新規市場の開拓や対外投資の展開を通じた中国国内の過剰生産能力の整理・解消, 人民元の国際化, 周辺外交の強化などの狙いが込められている。また「一帯一路」構想には, すでに進行中のさまざまな国内政策, 多国間枠組, 既存プロジェクトが含まれている。中国のアジア太平洋政策に長らく関与してきた張蘊嶺は「一帯一路」構想をグランド・デザインと呼ぶが (Zhang [2016]), 現実には多種多様な構想やプロジェクトの「寄せ集め」との印象は拭えない (伊藤 [2015])。

ここで注目すべきは, やはりその意思決定のスタイルである。大筋の最終目標だけが設定され, その達成・実現に向けての方法論は各部門・地方の現場のイニシアチブに任される。「一帯一路」構想という指針を得て, とりわけ経済成長の起爆剤を求めてきた中西部では, 「一帯一路」構想が異常なまでのブームとなっており, 各地方は独自の構想・発展計画を掲げている。このような中国特有の課題実現型アプローチを受けて, 組織・個人の利害関係が働いたり, 指導者の言動を忖度し, 慮ったりした行動がとられることにより, 中国の英知を結集したかのような形で「一帯一路」構想が具体化しつつある。

「一帯一路」構想は, 2015年9月に発布された中共中央・国務院の「開放型経済新体制の構築に関する若干の意見」(中共中央・国務院 [2015]) にも明記された。この「意見」は, 第13次5ヵ年計画の対外開放の基本構想とあってよい。2016年3月の全国人民代表大会で採択された第13次5ヵ年計画の「要綱」では, 「第11篇 全方位開放新構造の構築」の冒頭において, 「『一帯一路』建設の先導のもとに, 対外開放の内容を豊かにし, 対外開放の水準を高める」とされており, 「一帯一路」構想は第13次5ヵ年計画の対外開放における基本概念として位置づけられている (『新華網』2016年3月17日)。

2. 「一帯一路」構想に繋がる在来型産業の調整

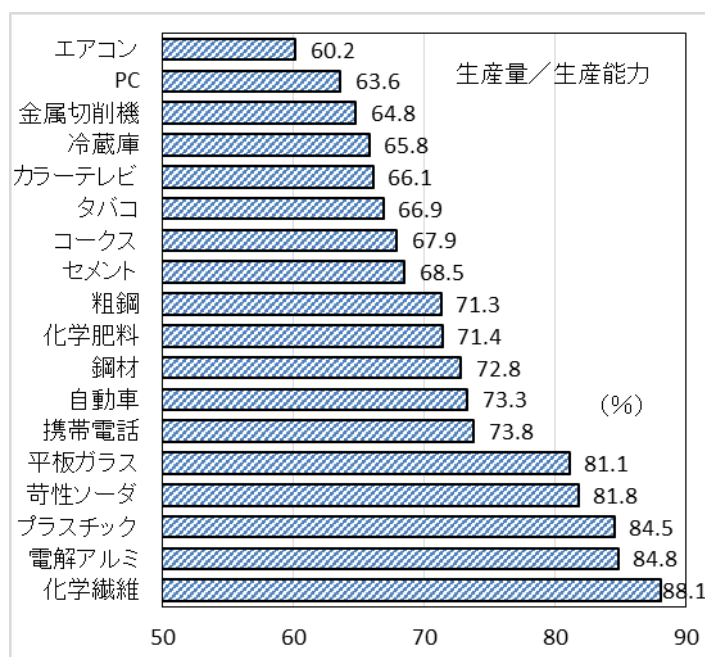
(1) 産業転換

産業発展の観点からみれば, 「一帯一路」構想の出発点は在来型産業の調整にある。中国経済全体としては, 先進技術・戦略的産業分野では引き続きイノベーションが強調される一方で, サービス経済化が進行し, 都市化を契機とする産業構造の調整が進められている。

なかでも、改革開放期の高度成長を支えてきた在来型産業は、人手不足と賃金高騰、土地供給・環境制約、設備の老朽化や激しい市場競争に直面して、まさに転換期を迎えている。しかも中国の在来型産業の多くが過剰生産能力を抱えており、稼働率の低迷により苦境に陥っている（図4－6）。さらに事実上経営破綻しながら、政府や金融機関の支援により存続を続けている「ゾンビ企業」の清算は、社会政策の観点からも、重大な政策課題となっている。

在来型産業は、産業高度化に向けて構造転換に踏み切るか、市場から退出するかの選択を迫られている。とはいえ、既存企業・産業を改造し、高付加価値化を手にすることは容易ではない。そこで、より現実的な選択肢として、市場と生産要素の需給両面からみて、いまなお最適立地が維持できる地区への産業移転が進められている。

図4－6 中国主要工業製品生産設備の稼働率（2015年）



（出所）『中国統計年鑑』2016年版より作成。

（2）産業移転

中国経済の先発地区である長江デルタ、珠江デルタ、渤海湾地区では、要素価格が持続的に上昇し、在来型の製造業が競争力を喪失し、従来からの成長パターンの維持はもはや困難となっている。そのため、一部の在来型産業では、東部沿海地区の生産拠点を域内周辺地区、国内中西部、さらには国外に移転させる動きが始まっている。

地域間の産業移転の動きを遡ると、国内中西部の発展・振興を目的として打ち出された「西部大開発」に帰着する。その後、「西部大開発」は、「東北振興」（2003年）、「中部崛起」（2006年）とともに、中国の地域開発の核心的戦略として位置づけられた。

具体的には、まず外資の中西部地区への誘致が進められた。これを受けて、2006年6月には外資誘致産業リストである「中西部地区外商投資優勢産業目録」（2000年6月16日施行）が発布された⁸。また2006年9月には商務部が『万商西進工程』に関する通知（商務部〔2006〕）を発布した。これは東部に立地する加工貿易を中西部が段階的に継承することを目的とした政策措置である。東部は現有の在来型の製造業を中西部に移転させると同時に、先進的な製造業を導入して、産業構造の転換、産業高度化を目指す（「騰籠換鳥」）。一方、中西部はインフラを整備し、投資環境を改善して、東部からの産業移転・継承を図る（「築巢引鳳」）。加工貿易の調整を通して、地域間の産業移転を狙った政策措置である。

東部沿海地区の産業移転、中西部による移転産業の受入・継承は、2010年9月に国務院が公布した「中西部地区産業移転・継承に関する指導意見」（国務院〔2010〕）により、全国的な政策措置として体系化された。この「意見」では、産業移転は「生産力空間配置の最適化、産業構造の調整、経済発展方式の転換を推進するための必然的要請である」として、東部沿海地区の産業を「資源が豊富で、要素価格が低廉で、市場の潜在力も大きい」中西部に移転させるペースを速める必要があり、これは「中西部地区の新型工業化・都市化に有利であるだけでなく、東部沿海地区の経済高度化や全国的な産業配置の最適化にも有利である」としている。

この「意見」では、とりわけ次の点が強調されている。

第1に、東部沿海地区において競争力を喪失した労働集約型産業、たとえば、紡織、服装、玩具、家電などを中西部が受入・継承することが主たる目的とされる。同時に、すでに中西部において一定の蓄積のあるエネルギー、鉱産物、農産品加工などに対しては、東部沿海地区の生産要素を投入し、さらなる振興を図るという狙いがみられる。

第2に、中西部では、在来型の製造業の受入・継承にとどまらず、新産業やハイテク産業の導入も意図されており、そのために経済技術開発区の設置・整備が強調されている⁹。

第3に、最大の狙いである東部沿海地区からの移転産業の受入・継承のために産業園区

⁸ その後、上記「目録」は、誘致産業や優遇措置を調整して、2004年、2008年、2013、2017年に修訂されている。

⁹ 2015年9月末現在、中国全土に設けられた国家級経済技術開発区は219ヵ所にのぼり、中西部への設置も増加傾向にある（商務部HP、2017年2月27日アクセス）。

の設置が提起されている。そのために、移転産業はできるだけ産業園区内に集積させること、またインフラ整備と行政管理・手続きの効率化・簡素化、つまりハード・ソフトの投資環境の改善が強調されている。さらに、これら従来型の地域開発・産業振興策に加えて、新たな地域開発・産業振興策の特徴として、エネルギー資源の節約と環境保護、また人的資源の開発が強調されている。

すでに一部の省・地区においても、同様の産業移転は先行的に実施されてきた（伊藤 [2013]）。広東省の珠江デルタから「東西両翼・山区」への産業移転、江蘇省の「南北産業移転」などは、その代表的な事例である。また受入地区の側からも、たとえば、安徽省の「産業移転・継承示範区」計画などが打ち出されている。

（3）国際産能合作

国境を越えた産業移転が国際産能合作であり、「走出去」の一環をなし、中国国内の産業移転と同様な効果と役割が求められている（国務院 [2015a]）。なかでも、「一带一路」構想の対象国は、中国の在来型産業により多くの機会をもたらすとの期待が高まっている。

まずは建設、装備製造、建材・素材といったインフラ関連産業である。「一带一路」構想の対象国の多くは途上国・移行経済国であり、経済発展に向けてインフラ整備の潜在的需要はきわめて大きい。「一带一路」構想の対象国は、過剰生産能力を抱える中国の在来型産業に格好の市場を提供する。とりわけ港湾、空港、道路、鉄道の建設・運営、関連設備の製造や物流などの交通・輸送関連分野は、「一带一路」構想の重点分野であることから、きわめて有望な市場として認識されている。

また「一带一路」構想の対象国は天然資源に恵まれている。「一带一路」構想では、エネルギーの安定供給の確保とともに、エネルギー供給源とその供給ルートの多元化によるリスク分散が重要な戦略目標とされている。そのため石油・天然ガスのパイプライン、発電所の建設、電力関連設備の製造などの分野でも、「一带一路」構想の対象国は中国企業の有望な市場となりうる。いずれの場合でも、中国の在来型産業が単に対外投資を実施するだけではなく、中国が抜群の競争力を有する建設・エンジニアリング企業が積極的に対外請負工程を展開するものと見込まれる（大橋 [2013]）

さらに中国企業の受け皿として、中国政府の支援のもとに、中国企業が合作区、すなわち、整備されたインフラと公共サービス機能の双方を提供しうる産業園区の整備が続いている。2016 年末現在、中国企業は世界 36 カ国で 77 カ所の合作区を建設・運営しており、

投資累計額は241.9億ドル、入居企業数は1522社、総生産額は702.8億ドル、受入国納税額は26.7億ドル、現地雇用は21.2万人に達している。このうち、中国企業が「一带一路」構想の対象20カ国で設立した合作区は56カ所、累計投資額185.5億ドル、入居企業1082社、総生産額506.9億ドル、受入国納税額10.7億ドル、現地雇用17.7万人にのぼる（商務部[2017]）。これら合作区の7割が「一带一路」構想の対象国に立地していることから明らかに、習近平政権下の中国は「一带一路」構想に特別に力を注いでいる。

このように「一带一路」構想は、中国の産業発展の観点からみると、産業転換（構造調整）→産業移転（地域開発）→国際産能合作（「走出去」・対外請負工程）を連繋づけた構成となっており、中国の在来型産業の構造調整の一環をなしているものと考えられる。

おわりに

習近平政権二期目を迎えた中国では、「一带一路」構想を軸に对外开放が展開されていくものとみられる。「一带一路」構想は、まず中国の外交、安全保障、地政学的な利益に合致した構想である。また TPP や RCEP などの貿易・投資の自由化・円滑化と比べると、「一带一路」構想は厳格な条約・協定に基づいたものではない。その柔軟性や漸進性は、中国や「一带一路」構想対象国の「国情」にも合致している。さらにグローバル・ガバナンスの観点からみれば、「一带一路」構想は、人民元の国際化を含めて、少なくとも中国が主導する地域的な通商・金融分野の多国間レジームの形成にも寄与しうる。

ここから「一带一路」構想は、既存の国際経済秩序に対する中国の新たな挑戦という見方もできるかもしれない。しかし 2015 年末に採択された「FTA 戦略の実施加速化に関する若干の意見」（国务院[2015b]）によると、財貨貿易の開放水準の上昇、サービス業の对外开放の拡大、投資認可の緩和、ルール交渉の推進（知財権、環境保護、電子商取引、競争政策、政府調達）、貿易円滑化水準の上昇、規制協力の推進（技術性貿易障壁、衛生、検疫）、ヒトの移動の推進など、高水準の自由化・円滑化措置を目指すことが強調されている。したがって、中国は「一带一路」構想を通じた緩やかな連携だけを追求しているわけではない。将来的には、制度化された FTA を志向していることも事実である。ただ、上記の「意見」でも、FTA の重点地区として「一带一路」構想の対象国があげられていることは留意しておく必要があろう。

習近平政権二期目を迎えるに当たり、欧州では英国が EU からの脱退を進めており、米国では保護主義を主張する新政権が成立した。世界経済は混迷し、アジア太平洋地域では

TPP の発効が見込めなくなり、WTO の新ラウンドの進展ももはや期待できない。そのなかで、世界第2位の経済大国・中国の対外開放と「一带一路」構想は、世界経済を展望するに当たり、さらに重要性を増してくるものとみられる。

〔参考文献〕

（日本語文献）

IMF 2016a 「ファクトシート IMF クォータ」 <

<http://www.imf.org/external/japanese/np/exr/facts/quotasj.htm>>，7月2日。

IMF 2016b 「ファクトシート 特別引出権（SDR）」 <

<http://www.imf.org/ja/About/Factsheets/Sheets/2016/08/02/19/35/Review-of-the-Special-Drawn-Right-SDR-Currency-Basket>>，10月5日。

伊藤亜聖 2013 「中国沿海部の産業移転動向——『国内版雁行形態』の実証分析」『中国経済研究』第10巻第1号。

伊藤亜聖 2015 「中国『一带一路』の構想と実態」『東亜』第579号。

大橋英夫 1998 『米中経済摩擦』勁草書房。

大橋英夫 2003 『シリーズ現代中国経済 5 経済の国際化』名古屋大学出版会。

大橋英夫 2006 「迫られる外資依存経済からの脱却」日本経済研究センター・清華大学国情研究センター編『中国の経済構造改革』日本経済新聞社。

大橋英夫 2008 「外資政策：経済安全保障」関志雄・朱建榮・日本経済研究センター・清華大学国情研究センター編『中国の経済大論争』勁草書房。

大橋英夫 2013 「中国の対外経済協力」下村恭民・大橋英夫・日本国際問題研究所編『中国の対外援助』日本経済評論社。

大橋英夫 2014 「貿易政策——輸出振興策の調整」中兼和津次編『中国経済はどう変わったか——改革開放以後の経済制度と政策を評価する』国際書院。

大橋英夫 2016 「TPP と中国の『一带一路』構想」『国際問題』第652号。

ハルパー，ステファン（園田茂人・加茂具樹訳）2011 『北京コンセンサス』岩波書店。

ハーシュマン，アルバート・O（矢野修一訳）2005 『離脱・発言・忠誠——企業・組織・国家における衰退への反応』ミネルヴァ書房。

三船恵美 2016 『中国外交戦略』講談社。

渡辺紫乃 2015 「中国のシルクロード経済圏構想の実態と背景」『東亜』第573号。

(英語文献)

BIS 2017, “Effective Exchange Rate” <<https://www.bis.org/statistics/eer/index.htm?m=6%7C187>>,
accessed on February 21.

IMF 2016, “Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves (COFER)”
<<http://data.imf.org/?sk=E6A5F467-C14B-4AA8-9F6D-5A09EC4E62A4>>, December 30.

SWIFT 2017, “RMB Tracker January 2017” <
<https://www.swift.com/file/37556/download?token=mzeVYpRm>>, February 13.

World Bank 1985, *China: Long-Term Development Issues and Options*.

World Bank 1987, *World Development Report 1987*.

World Bank 1997, *China 2020: Development Challenges in the New Century*.

World Bank and the Development Research Center of the State Council, the People’s Republic of
China 2013, *China 2030: Building a Modern, Harmonious, and Creative Society*.

Zhang, Yunling 2016, “Belt and Road Initiative as a Grand Strategy,” in Jie Zhang ed., *China's Belt
and Road Initiatives and Its Neighboring Diplomacy*, World Scientific.

(中国語文献)

国家発展改革委員会・外交部・商務部 2015 「推動共建絲綢之路經濟帶和 21 世紀海上絲綢
之路的愿景与行動」 <http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201503/t20150328_669091.html>, 3 月
28 日。

国務院 2010 「關於中西部地区承接産業轉移的指導意見」
<http://www.gov.cn/zwggk/2010-09/06/content_1696516.htm>, 9 月 6 日。

国務院 2015a 「關於推進國際產能和裝備製造合作的指導意見」 <
http://www.gov.cn/zhengce/content/201505/16/content_9771.htm>, 5 月 13 日 (5 月 16 日發
布)。

国務院 2015b 「關於加快實施自由貿易区戰略的若干意見」
<http://www.gov.cn/zhengce/content/201512/17/content_10424.htm>, 12 月 17 日。

国務院弁公庁 2012 「国務院關於加強進口促進對外貿易平衡發展的指導意見」
<http://www.gov.cn/zwggk/2012-04/30/content_2126853.htm>, 4 月 30 日。

桑百川等 2006 『外商直接投資：中国的实践与論争』北京：經濟管理出版社。

商務部 2006 「關於實施“万商西進工程”敵通知（商資發〔2006〕530 号）」 <

大西康雄編『習近平政権二期目の課題と展望』調査研究報告書 アジア経済研究所
2017年

<http://www.mofcom.gov.cn/article/swfg/swfgbl/gfxwj/201304/20130400103426.shtm>>, 9月30日。

商務部 2017「推進国際産能合作 取得積極成效」<

<http://www.mofcom.gov.cn/sys/print.shtml?ae/ai/201702/20170202512550>>, 2月9日。

商務部外貿司 2012「對外貿易發展“十二五”規畫」<

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/201204/20120408091457.html>>, 4月26日。

商務部・發展改革委員会・財政部・人民銀行・税関総署・税務総局・国家質量監督檢驗檢疫総局・銀行業監督管理委員会・保險監督管理委員会・国家外匯管理局 2012「關於加快轉變外貿發展方式的指導意見」

<<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/201203/20120307991399.html>>, 2月17日。

趙江林 2015『中美絲綢之路戰略比較研究』社会科学文献出版社。

中共中央・国務院 2015「關於構建開放型經濟新体制的若干意見」<
http://www.gov.cn/xinwen/2015-09/17/content_2934172.htm>, 5月5日（9月17日發布）。